

今福雨水ポンプ場初め 1 3 か所消防設備総合点検及び整備業務委託 仕様書

1 目的

今福雨水ポンプ場、西浜雨水ポンプ場、湊南第1雨水ポンプ場、新堀雨水ポンプ場、大淀雨水ポンプ場、野崎雨水ポンプ場、貴志雨水ポンプ場、湊南第2雨水ポンプ場、有功雨水ポンプ場、大淀ゲートポンプ、島橋雨水ポンプ場、加太雨水ポンプ場、和田川雨水簡易ポンプ場に設置されている消防設備の点検を行い、機能維持を確認することを目的とする。（消防法第17条の3の3[消防用設備等の点検及び報告]及び関係法令に基づく。）

2 点検対象

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 防排煙制御設備
- (3) 誘導灯設備
- (4) 消火設備
- (5) 消火器具

各ポンプ場の詳細は別添 点検項目のとおり

3 留意事項

- (1) 各ポンプ場の点検前に日程表を作成し、点検日時等を担当に報告すること。
- (2) 点検に際しては、各ポンプ場の管理人と協議し、ポンプ場の稼動に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (3) 点検中の事故発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに必要な処置を講じたうえ、状況及び処置内容を担当に報告すること。
- (4) 点検は、履行期間中に2回(約6か月毎に)行うものとする。ただし、年1回の項目を除く。
- (5) 点検結果は、各ポンプ場ごとに点検結果報告書(A4サイズ)を1部作成し、担当に提出すること。
なお、点検結果報告書は項目別に作成すること。また、不良箇所等がある場合は、各ポンプ場ごとに報告書を作成し、担当に提出すること。
- (6) 点検作業にあたっては、既存設備関連施設はもとより運転業務に支障を与えないよう作業時間・作業方法等について特に留意するとともに、必要に応じて適切な処置を講じること。
- (7) 点検作業中に不良箇所等がある場合には、簡易な修繕(球の取替等)については、受注者にて無償にて取替を行うこと。なお、取替後旧品(下記整備業務分含む)は受注者が処分すること。

4 整備業務

- (1) 西浜雨水ポンプ場
 - ・ 光電式スポット型煙感知器 2種 (ベース共) の取替 2個
設置場所: 3階電気室内 (2個)
参考品番: FDK246NAW
 - ・ 誘導灯 片面B級 (避難口、左向、壁直付型リニューアルプレート共) の取替 1台
設置場所: 3階電気室内
参考品番: 本体FA20312C LE9、パネルFK20300、リニューアルプレートFK21747
- (2) 湊南第1雨水ポンプ場
 - ・ 誘導灯 片面C級 (避難口、左向、天井直付型リニューアルプレート共) の取替 1台
設置場所: 2階操作室内
参考品番: 本体FA10312C LE1、パネルFK10300、リニューアルプレートFK21727C
- (3) 新堀雨水ポンプ場
 - ・ 差動式スポット型感知器の移設 (既設品再利用、現況取付位置の処理共) 1個
設置場所: 2階会議室内
 - ・ 誘導灯 壁埋込C級 (通路、左矢印、壁直付型従来用リニューアルプレート共) 1台
設置場所: 2階ポンプ室内南東側
参考品番: 本体FA10303C LE1、パネルFK10316、リニューアルプレートFK11734C
 - ・ 誘導灯 片面C級 (通路、左矢印、壁直付型リニューアルプレート共) の取替 1台
設置場所: B 1階配管室内東側
参考品番: 本体FA10312C LE1、パネルFK10316、リニューアルプレートFK11747C
 - ・ 非常用照明 (階段通路誘導灯兼用型、天井直付型40W) の取替 2台
設置場所: B 2階
参考品番: NNFGH41230TLE9

- | | | |
|--------------------------|--|----|
| (4) 大淀雨水ポンプ場 | | |
| ・差動式スポット型感知器2種（ベース共）の取替 | | 1個 |
| 設置場所：B1階受水槽室 | | |
| 参考品番：2SC1-L | | |
| ・発信機（P型1級フラット型）の取替 | | 1台 |
| 設置場所：B1階送風機室 | | |
| 参考品番：1MM1W-01 | | |
| (5) 湊南第2雨水ポンプ場 | | |
| ・受信機用予備電池（24V 0.45Ah）の取替 | | 1個 |
| 設置場所：1階操作室 | | |
| 参考品番：20-S101A | | |

5 資格等

- 1 消防法（昭和23年法律第186号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者を直接雇用しており、次の（1）から（6）までの資格を有した者を履行場所に配置できること。ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。
 - (1) 消防設備士甲種又は乙種第3類、又は消防設備点検資格者第1種
 - (2) 消防設備士甲種又は乙種第1類、第2類又は第3類、又は消防設備点検資格者第1種
 - (3) 消防設備士甲種又は乙種第4類
 - (4) 消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類、又は消防設備点検資格者第2種
 - (5) 消防設備士乙種第6類、又は消防設備点検資格者第1種
 - (6) 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第4類又は乙種第7類
- 2 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に規定する第1種電気工事士免状の交付を受けている者を直接雇用し、業務の履行場所に配置できること。

6 その他

- (1) 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。
- (2) 受注者は、委託契約締結後速やかに工程表を作成し、提出すること。
- (3) 受注者は、当該点検において各点検項目別に撮影し、提出すること。なお、撮影には、状況を説明する黒板をいれること。また、提出については、点検写真を整理し、状況説明を明記すること。
- (4) 受注者は、点検完了後、完了届を提出すること。
- (5) 当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。
- (6) 床上操作式天井クレーンの使用を希望する際は、必要な資格の写しを提出すること。
- (7) 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その回答をすること。
- (8) 整備業務に際し、電線管等の付属品の改修が必要な場合はそれを含む。

点 検 項 目

業務名 今福雨水ポンプ場初め13か所消防設備総合点検及び整備業務委託

業務場所 今 福 雨 水 ポ ン プ 場 (西浜字中新堤内ノ坪844番)
西 浜 雨 水 ポ ン プ 場 (西浜字下新堤内ノ坪1008番2)
湊南第1雨水ポンプ場 (湊字青岸坪1414番16)
新 堀 雨 水 ポ ン プ 場 (土入字妹り免325番)
大 淀 雨 水 ポ ン プ 場 (狐島字西淀屋615番24)
野 崎 雨 水 ポ ン プ 場 (北島字鶴ノ島370番3)
貴 志 雨 水 ポ ン プ 場 (土入字若宮75番1)
湊南第2雨水ポンプ場 (湊字青岸坪1414番9)
有 功 雨 水 ポ ン プ 場 (園部字汐波1002番1)
大 淀 ゲ ー ト ポ ン プ (延時字川端93番1地先)
島 橋 雨 水 ポ ン プ 場 (島橋西ノ丁682番104)
加 太 雨 水 ポ ン プ 場 (加太字出口2692番5)
和田川雨水簡易ポンプ場 (神前字貝原632番1)

防火対象物名称

今福雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
誘導灯設備	誘導灯	避難口 BL型	1 台	
	誘導灯	C級	2 台	
	電源		1 式	
消火設備	移動式粉末消火設備	ABC粉末33kg	1 基	
消火器具	粉末消火器	20型	2 本	
	粉末消火器	10型	5 本	

防火対象物名称

西浜雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 6L/10L	1 面	
	総合盤	電鈴, 表示灯, 発信機を含む	5 面	
	ハベル	DC24V	1 台	
	熱感知器	スポット型 差動式	2 個	
	熱感知器	スポット型 定温式	4 個	
	煙感知器	スポット型	22 個	
防排煙制御設備	防火シャッター		2 面	
	煙感知器	スポット型	5 個	
	連動制御盤	2L/4L	1 面	
	防火扉		1 台	
誘導灯設備	誘導灯	避難口 BL型	7 台	
	誘導灯	通路 廊下 C級	1 台	
	電源		1 式	
消火設備	移動式泡消火装置	パッケージ型 63L	3 基	
消火器具	機械泡消火器	3L型	1 本	
	機械泡消火器	6L型	2 本	
	粉末消火器	10型	18 本	
	炭酸ガス消火器	5型	4 本	

防火対象物名称

湊南第1雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 7L/10L	1 面	
	総合盤	電鈴, 表示灯, 発信機を含む	8 面	
	熱感知器	スポット型 差動式	13 個	
	熱感知器	スポット型 定温式	3 個	
	煙感知器	スポット型	22 個	
防排煙制御設備	防火シャッター		3 面	
	煙感知器	スポット型	8 個	
	連動制御盤	4L/5L	1 面	
	防火扉		3 台	
誘導灯設備	誘導灯	避難口 C型	8 台	
	誘導灯	避難口 BL型	1 台	
	誘導灯	通路 廊下 C型	3 台	
	電源		1 式	
消火設備	移動式泡消火装置	パッケージ型 63L	3 基	
消火器具	機械泡消火器	6L型	1 本	
	粉末消火器	10型	12 本	
	粉末消火器	20型	1 本	
	炭酸ガス消火器	5型	2 本	

防火対象物名称

新堀雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 13L/15L	1 面	
	副受信機	13L/15L	1 面	
	総合盤	電鈴, 表示灯, 発信機を含む	10 面	
	熱感知器	スポット型 差動式	23 個	
	熱感知器	スポット型 定温式	10 個	
	煙感知器	スポット型	23 個	
防排煙制御設備	防火シャッター		2 面	
	煙感知器	スポット型	2 個	
	連動制御盤	1L/5L	1 面	
	手動開放装置		2 面	
誘導灯設備	誘導灯	避難口 C級	18 台	
	誘導灯	通路 室内 C級	5 台	
	誘導灯	通路 廊下 C級	11 台	
	誘導灯	通路 階段 (20W)	6 台	
	誘導灯	通路 階段 (40W)	3 台	
	電源		1 式	
消火器具	泡消火器	機械泡 6L型	3 本	
	粉末消火器	10型	21 本	
	粉末消火器	50型	3 本	
	消火器	3種移動式粉末消火器具	3 台	

防火対象物名称

大淀雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 9L/20L	1 面	
	総合盤	電鈴, 表示灯, 発信機を含む	5 面	
	熱感知器	スポット型 差動式	54 個	
	熱感知器	スポット型 定温式	4 個	
	熱感知器	分布型 空気管式	6 個	
	煙感知器	スポット型	6 個	
	試験機	スポット型 差動式	6 個	
防排煙制御設備	防火シャッター		3 面	
	煙感知器	スポット型	4 個	
	防火ダンパー		4 台	
	連動制御盤	7L/10L	1 面	
誘導灯設備	誘導灯	避難口 C級	11 台	
	電源		1 式	
消火器具	消火器	機械泡6L型	1 本	
		ABC粉末10型	14 本	
		ABC粉末20型	1 本	
		ABC粉末50型	3 本	
		4種車載式ABC粉末消火器	3 台	
		3種移動式粉末消火設備	3 台	

防火対象物名称

野崎雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 9L/10L	1 面	
	総合盤	電鈴, 表示灯, 発信機を含む	6 面	
	ハール	DC24V	1 台	
	熱感知器	スポット型 差動式	26 個	
	熱感知器	スポット型 定温式	6 個	
	煙感知器	スポット型	30 個	
防排煙制御設備	防火シャッター		2 面	
	煙感知器	スポット型	5 個	
	連動制御盤	2L/5L	1 面	
	防火ダンパー		2 台	
誘導灯設備	誘導灯	避難口 BL型	13 台	
	誘導灯	通路 室内 BL型	3 台	
	誘導灯	通路 廊下 BL型	3 台	
	誘導灯	通路 階段 (20W)	1 台	
	誘導灯	通路 階段 (40W)	9 台	
	電源		1 式	
消火設備	移動式泡消火装置	パッケージ型 63L	2 基	
消火器具	機械泡消火器	6L型	1 本	
	粉末消火器	10型	10 本	
	炭酸ガス消火器	5型	3 本	
	化学泡消火器	100型	1 台	

防火対象物名称

貴志雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 自火報20L, 防排煙15L	1 面	
	総合盤	P型1級 露出	4 面	
		P型1級 露出 防水	4 面	
	感知器	定温式 スポット型 1種防水型	30 個	
		定温式 スポット型 1種防爆型	2 個	
		差動式 スポット型 2種	9 個	
		差動式分布型試器 2種防水 1個用	2 個	
		差動式分布型試器 2種防水 2個用	2 個	
		差動式分布型試器 2種 3個用	2 個	
		煙感知器 光電式 2種	30 個	
表示灯		4 個		
電源		1 式		
防排煙制御設備	防火シャッター		1 面	
	煙感知器	煙感知器 光電式 3種	2 個	
誘導灯設備	誘導灯		23 個	
消火器具	消火器	ABC粉末10型	10 本	
		ABC粉末大型消火器50型	1 台	
		3種移動式粉末消火設備	4 台	
		4種大型機械泡消火器	1 台	

防火対象物名称

湊南第2雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 自火報15L	1 面	
	総合盤	P型1級 露出	3 面	
		P型1級 露出 防雨型	2 面	
	感知器	定温式 スポット型 1種	27 個	
		煙感知器 光電式 2種	29 個	
	表示灯		3 個	
誘導灯設備	表示灯用電源函		1 式	
消火器具	誘導灯		32 個	
	消火器	ABC粉末10型	8 本	
		4種車載式ABC粉末消火器	1 台	
		3種移動式粉末消火設備	3 台	

防火対象物名称

有功雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
自動火災報知設備	受信機	P型1級, 自火報10L	1 面	
	総合盤	P型1級 露出	3 面	
		P型1級 露出 防雨型	4 面	
	感知器	煙感知器 光電式 2種	43 個	
	表示灯		3 個	
誘導灯設備	誘導灯		22 個	
消火器具	消火器	ABC粉末10型	12 本	
		4種車載式ABC粉末消火器	1 台	
		3種移動式粉末消火設備	3 台	

防火対象物名称

大淀ゲートポンプ

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
消火器具	消火器	ABC粉末10型	1 本	

防火対象物名称

島橋雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回) 総合点検 (年1回)
消火器具	消火器	ABC粉末10型	3 本

防火対象物名称

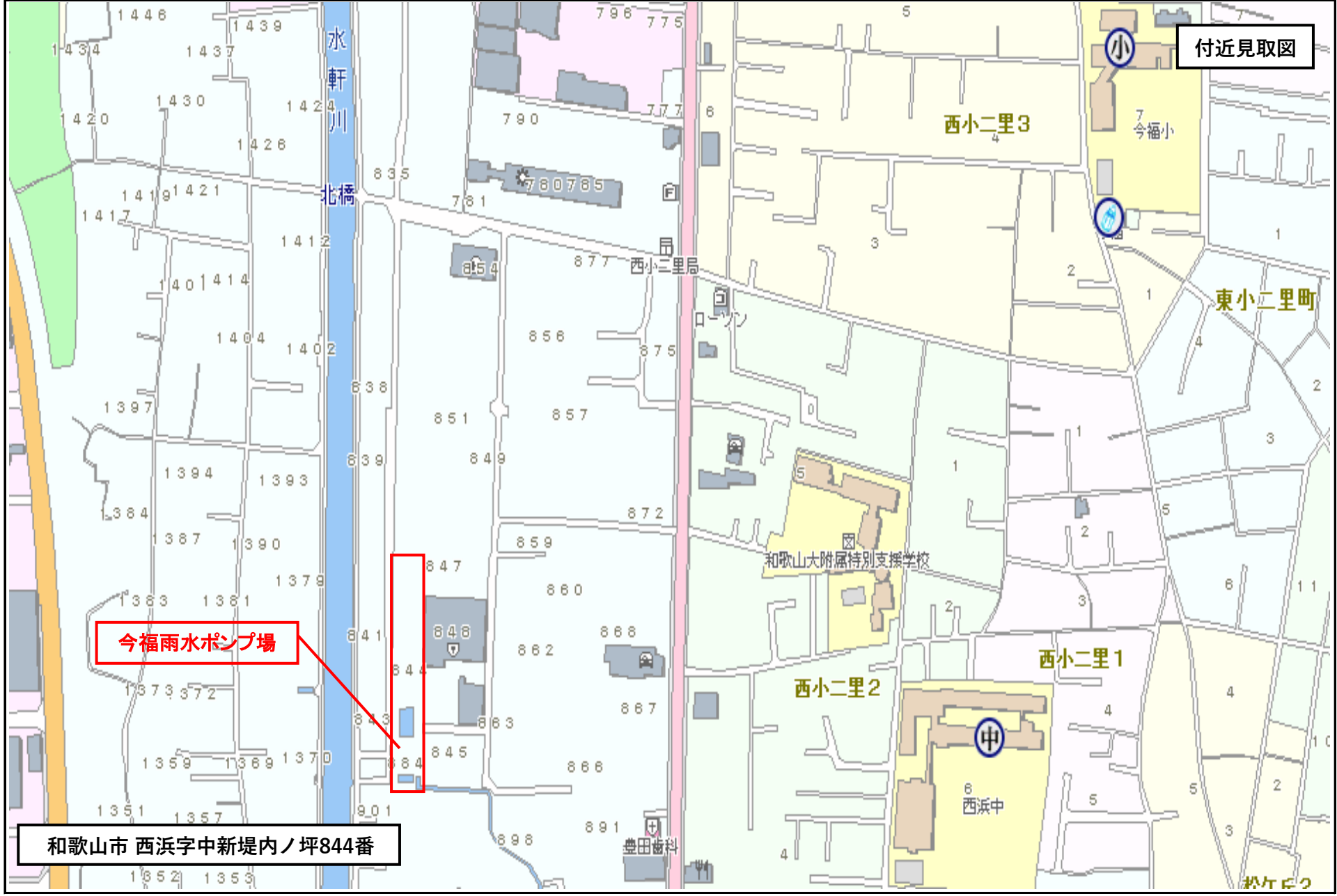
加太雨水ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回)	総合点検 (年1回)
消火器具	消火器	ABC粉末10型	3 本	

防火対象物名称

和田川雨水簡易ポンプ場

消防設備等の種類	点検項目	種別	外観・機能 ・機器点検 (年2回) 総合点検 (年1回)
消火器具	消火器	ABC粉末10型	8 本
誘導標識	誘導標識		10 枚



今福雨水ポンプ場

和歌山市 西浜字中新堤内ノ坪844番

付近見取図

西小二里3

東小二里町

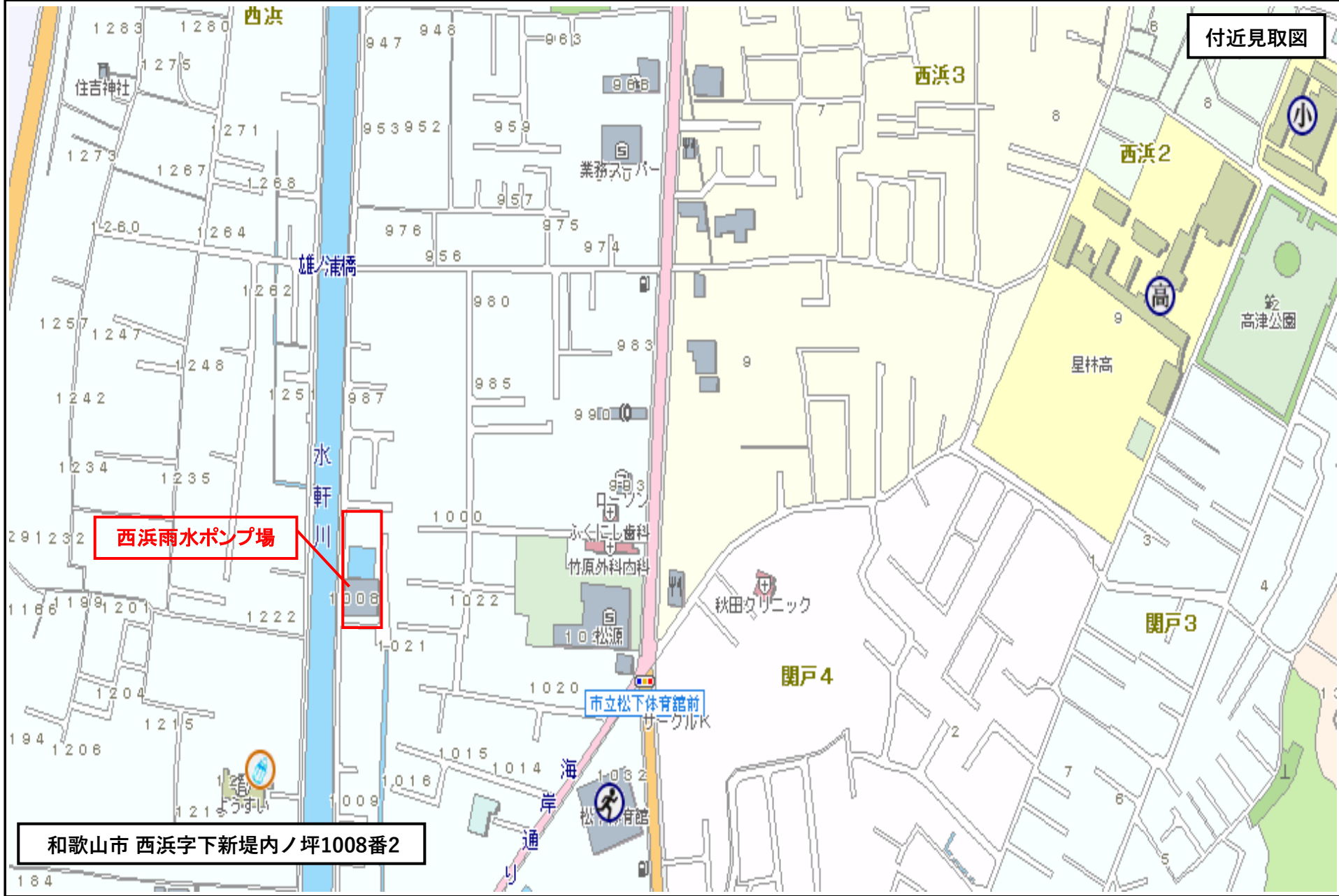
和歌山大附属特別支援学校

西小二里2

西小二里1

西浜中

松ヶ丘2



付近見取図

西浜雨水ポンプ場

水軒川

雄ノ浦橋

市立松下体育館前

和歌山市 西浜字下新堤内ノ坪1008番2

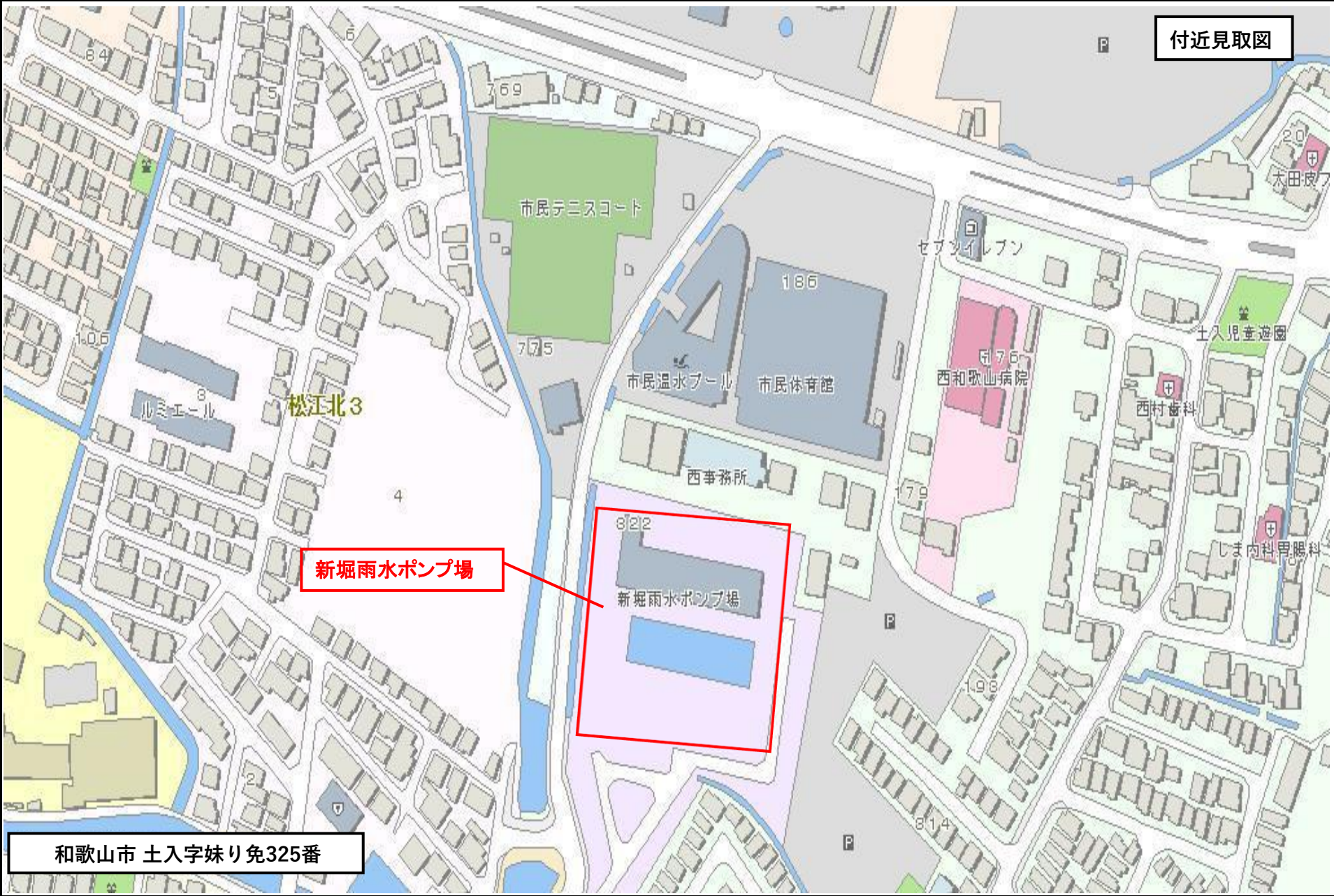
付近見取図



湊南第1雨水ポンプ場：和歌山市 湊字青岸坪1414番16

湊南第2雨水ポンプ場：和歌山市 湊字青岸坪1414番9

付近見取図

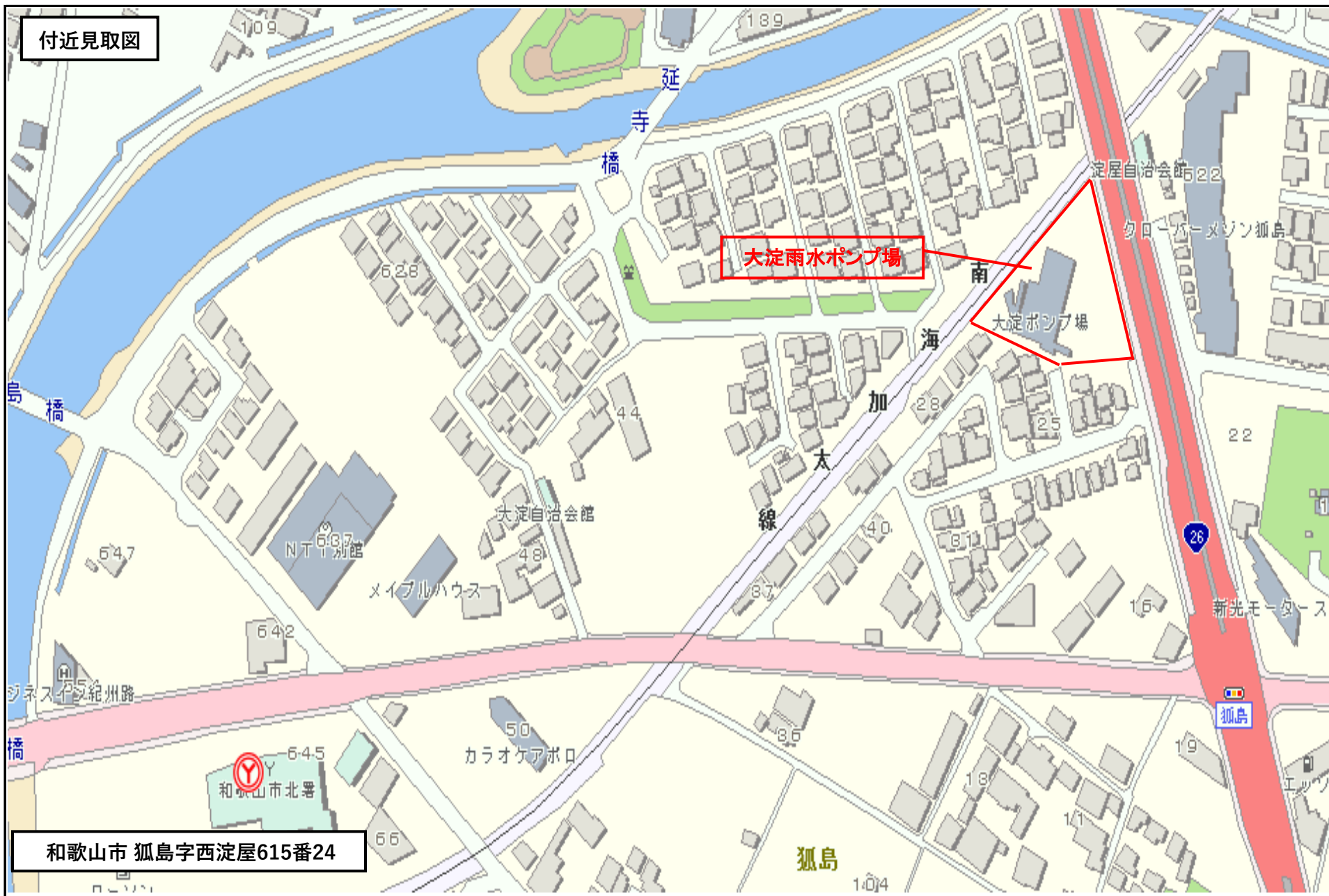


新堀雨水ポンプ場

322
新堀雨水ポンプ場

和歌山市 土入字妹り免325番

付近見取図

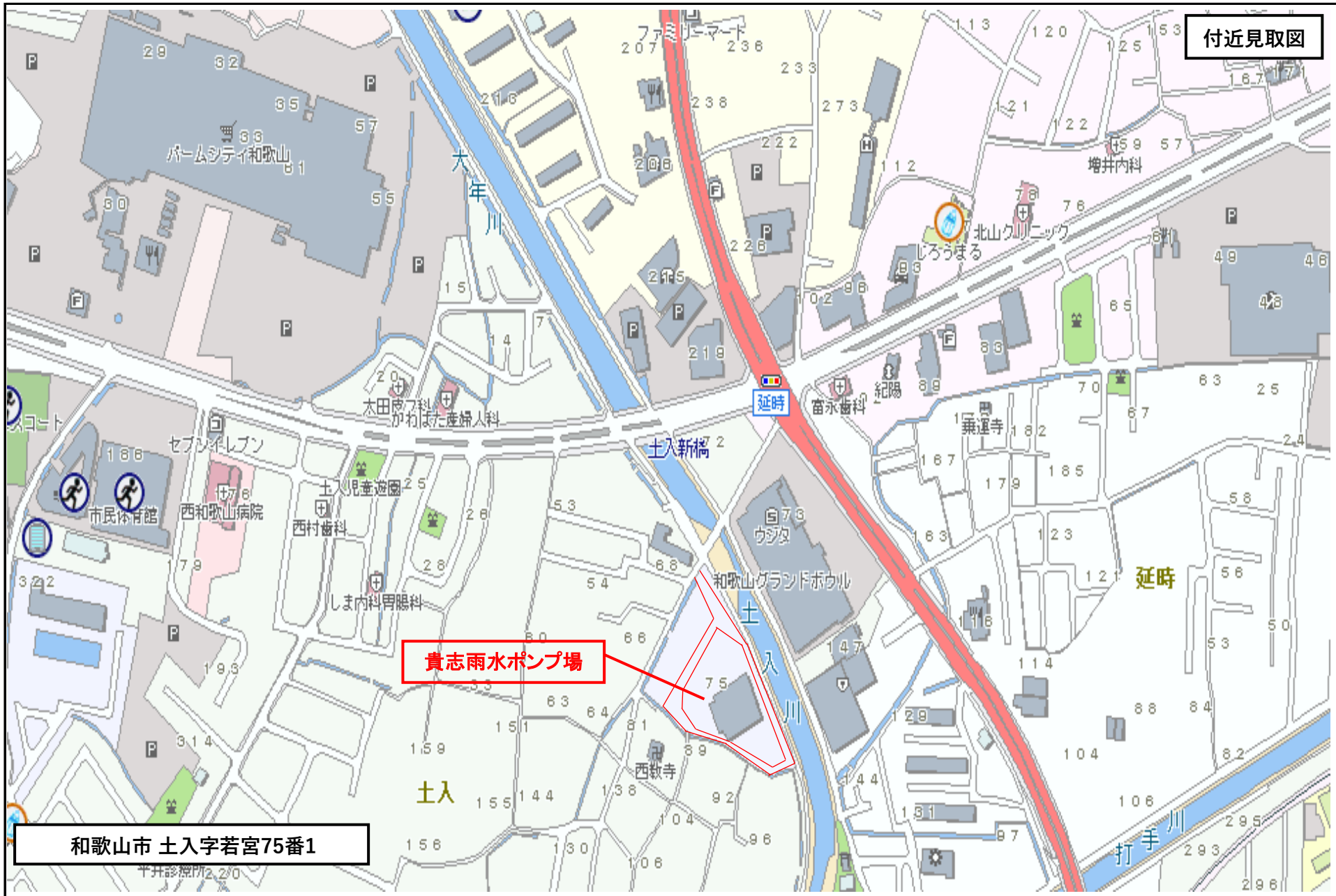


大淀雨水ポンプ場

大淀ポンプ場

和歌山市 狐島字西淀屋615番24

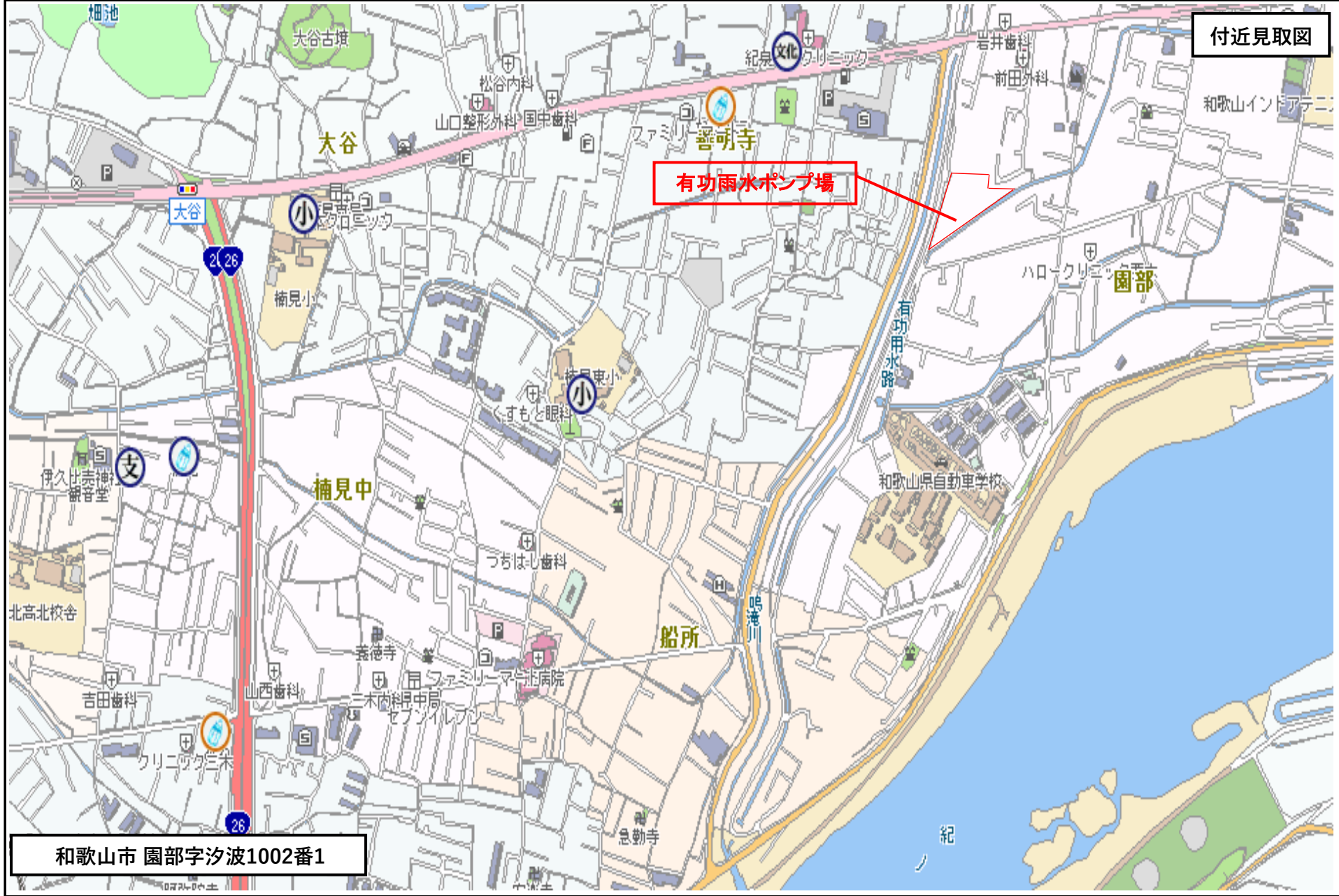
付近見取図



貴志雨水ポンプ場

和歌山市 土入字若宮75番1

平井診療所2、290

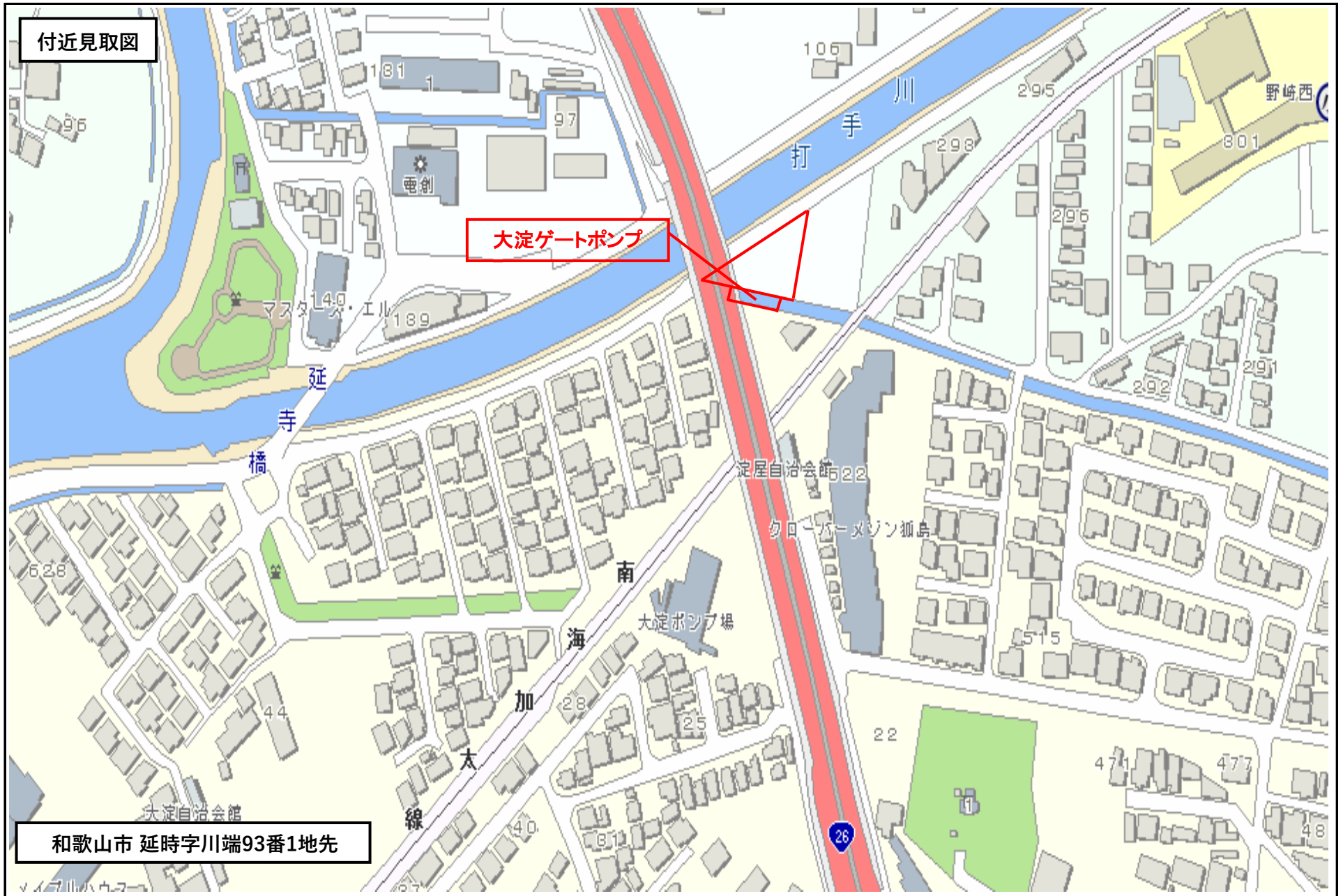


付近見取図

有功雨水ポンプ場

和歌山市 園部字汐波1002番1

付近見取図



和歌山市 延時字川端93番1地先

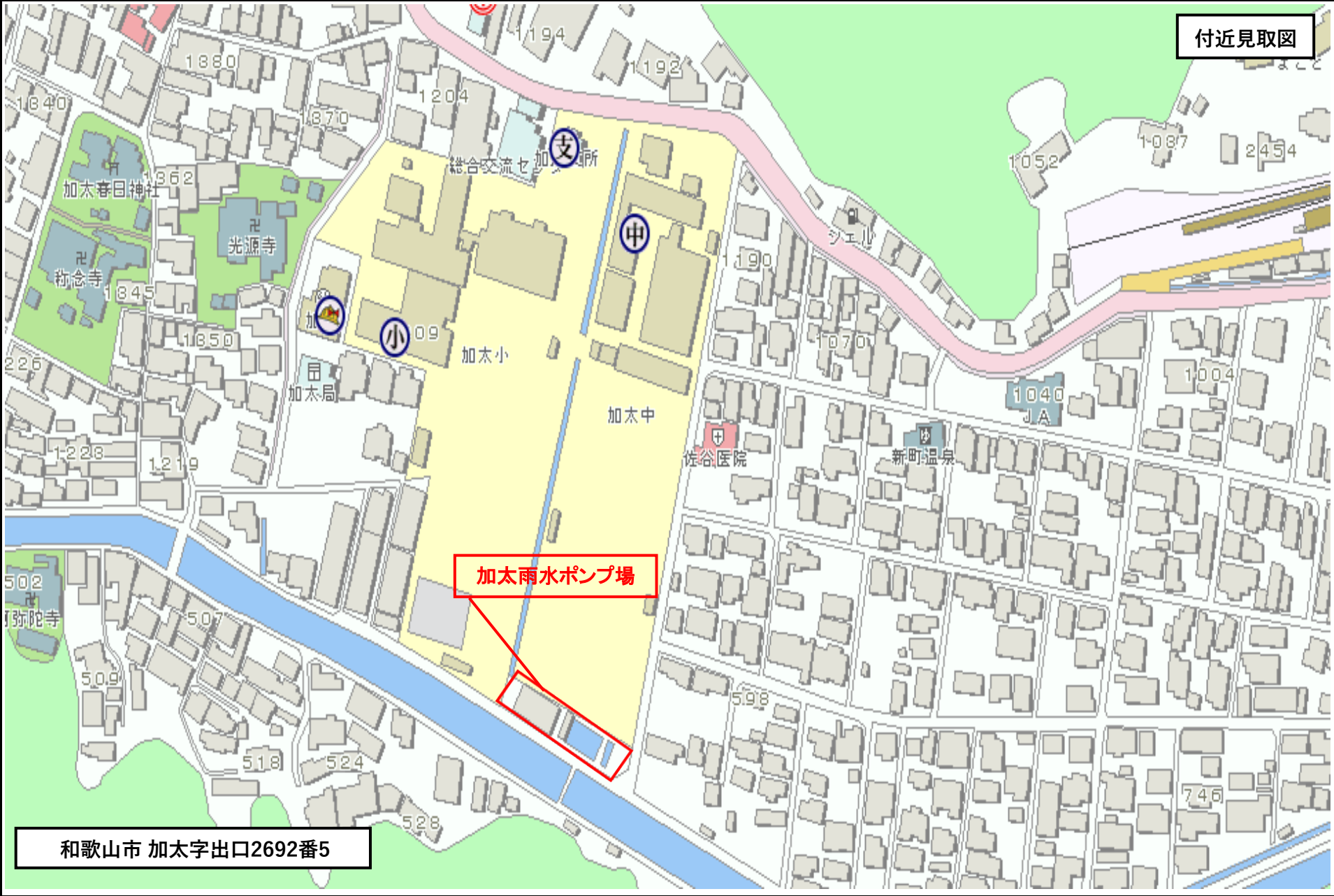
付近見取図



島橋雨水ポンプ場

和歌山市 島橋西ノ丁682番1

付近見取図



和歌山市 加太字出口2692番5

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）の規定及び仕様書（別紙の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき、かつ、法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者はこの契約書及び仕様書記載の業務（以下「業務」という。）をこの契約書記載の履行期限内に完了するものとし、発注者はその契約金を支払うものとする。

3 発注者は、業務に関する指示を受注者の現場代理人等に対して行うことができる。この場合において、受注者の現場代理人等は、当該指示に従い、業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する地方裁判所をもって専属的管轄裁判所とする。

(指示等の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

2 発注者及び受注者は、この契約書の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、この業務の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(現場代理人等)

第6条 受注者は、業務を行う現場代理人等を定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人等を変更したときも、同様とする。

(現場代理人等に対する措置請求)

第7条 発注者は、現場代理人等又は第5条の規定により受注者から業務の一部を委任された者がその業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務担当職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第8条 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品)

第9条 受注者は、発注者から貸与される図面等（以下「貸与品」という。）の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書を提出しなければならない。

2 受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 受注者は、貸与品が不要となったときは、遅滞なく当該貸与品を発注者に返還しなければならない。

4 受注者の故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となった場合、受注者は、発注者の指定した期間内に原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(仕様書と業務内容が一致しない場合の業務の再履行義務)

第10条 受注者は、その履行した業務の内容が仕様書又は発注者の指示若しくは発注者受注者協議の内容に適合しない場合において、業務担当職員が業務の再履行を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(仕様書等の変更)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下本条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(業務の中止)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、その旨を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期限若しくは契約金額を変更し、及び受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第13条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期限内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期限の延長を請求することができる。

(履行期限の変更方法)

第14条 この契約書の規定による履行期限の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(契約金額の変更方法等)

第15条 契約金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

- 3 この契約書の規定により、受注者が損害を受けた場合の発注者が賠償する額は、発注者受注者協議して定める。

(受注者の履行不能)

第16条 受注者は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金を請求しなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

- 3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金の100分の10の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、発注者の指示、貸与品の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が発注者の指示又は貸与品が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(確認)

第18条 受注者は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により通知し、発注者の確認を求めなければならない。

- 2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を、発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

(契約金の支払)

第19条 受注者は、前条の確認を受けたときは、契約金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に契約金を支払わなければならない。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金の支払が遅れた場合、受注者は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した遅延賠償金の支払を発注者に請求することができる。

(履行遅滞の場合における遅延賠償金)

第20条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合、発注者は、遅延賠償金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の遅延賠償金の額は、契約金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(発注者の解除権)

第21条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第29条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (4) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第22条 発注者は、業務が完了するまでの間は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

- (2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を

利用するなどしていると認められるとき。

- (4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
 - 3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る発注者の解除)

第24条 受注者が次の各号のいずれかに該当したとき、発注者は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が発注者の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、受注者に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、受注者に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を発注者に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(受注者の解除権)

第25条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第11条の規定により仕様書を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第26条 この契約の解除があった場合、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の権利及び義務は、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、業務のうちで受注者が既に履行した部分を受領する必要があると認めたときは、当該既履行部分を検査した上で、これを受領することができる。この場合において、発注者は、受領した既履行部分に相応する額を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分に相応する額は、発注者受注者協議して定める。

(解除に伴う措置)

第27条 受注者は、この契約が解除された場合において貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となった場合、受注者は、遅滞なく原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償金等の徴収)

第28条 受注者がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金の支払の日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延賠償金の額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第29条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第30条 受注者は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

(1) 受注者は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(2) 発注者は、受注者が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(受注者の不完全履行責任)

第31条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、受注者に対し、完全な履行を請求することができる。

2 発注者は、受注者に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

(契約外の事項)

第32条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出してはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。

質問・回答について

1 委 託 名 称 今福雨水ポンプ場初め13か所消防設備総合点検及び整備
業務委託

2 委 託 番 号 37

3 担 当 課 下水道管理課

4 質 問 及 び 回 答

- (1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。
- (2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。（入札説明書4参照）
- (3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年6月5日（和歌山市の休日を定める条例（平成元年条例第62号）第1条に規定する休日を含まない。）までの執務時間中（8時30分から17時15分まで）とします。
- (4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。